

組合員及びご家族のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除を踏まえた
特定健診・特定保健指導等における対応

5月26日に政府より発令された新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が解除されました。さらに、同日付で厚生労働省より事務連絡が発出され、宣言解除に伴い、集団健診・個別健診（希望する健診機関に直接連絡して、予約・受診をする方法）を問わず、特定健診・特定保健指導・その他の保健事業については感染防止策を十分に確保する前提で実施を再開できる旨の内容が示されました。これを受け、東京土建国保組合は、契約健診機関等に対し、集団健診・個別健診及び特定保健指導等を含む保健事業実施の再開を要請いたしました。

組合員・ご家族の皆様におかれましては、健診・特定保健指導等を受診される際には、マスクを着用する、人と人の距離を一定に保つなど適切な感染予防策を行いながら、ご受診くださいますようお願い申し上げます。

なお、緊急事態宣言が再度行われた場合は、特定健診等の対応について、改めてお知らせいたします。

【問い合わせ】

健康増進課

電話 03(5348)2982